

○独立行政法人国立科学博物館における入館料及び入園料 の免除に関する取扱要項

平成13年4月1日
館 長 裁 定

最 終 改 正
令和4年11月29日
館 長 裁 定

(趣旨)

第1条 独立行政法人国立科学博物館上野本館入館及び入園規程第5条第4項第3号の規定に基づく入館料及び入園料（以下「入館料等」という。）の免除の取扱いについては、この要項によるものとする。

(入館料等の免除)

第2条 次の各号に掲げる者が入館又は入園（以下「入館等」という。）する場合は、入館料等を免除することができる。

- 一 障害者基本法に定める障害者及び障害者1名につき1名の介護者
- 二 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に定める被爆者及び被爆者1名につき1名の介護者
- 三 戦傷病者特別援護法に定める戦傷病者及び戦傷病者1名につき1名の介護者
- 四 年齢が18歳未満の者（満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者をいう。以下「18歳未満の者」という。）
- 五 年齢が65歳以上の者（以下「65歳以上の者」という。）
- 六 幼稚園、認定こども園、保育所、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校等の団体（以下「学校団体等」という。）を引率する教職員（以下「引率教職員」という。）
- 七 その他、独立行政法人国立科学博物館長（以下「館長」という。）が特に認めた者（確認）

第3条 障害者にあつては、身体障害者福祉法に定める身体障害者手帳、昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号による厚生事務次官通知に定める療育手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に定める精神障害者保健福祉手帳、障害者総合支援法に定める障害福祉サービス受給者証又は自立支援医療受給者証、児童福祉法に定める通所（入所）受給者証若しくは難病の患者に対する医療費等に関する法律に定める特定医療費（指定難病）受給者証の提示により確認するものとする。

- 2 被爆者にあつては、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に定める被爆者手帳の提示により確認するものとする。
- 3 戦傷病者にあつては、戦傷病者特別援護法に定める戦傷病者手帳の提示により確認するものとする。
- 4 18歳未満の者及び65歳以上の者にあつては、その年齢を証明するに足る書類等の提示により、確認するものとする。
- 5 引率教職員にあつては、当該者が入館等する学校団体等に在籍する教職員であること

を証する書類の提示により確認するものとする。

(学校その他の施設等の免除)

第4条 次の各号に掲げる学校その他の施設等が、教育的な配慮の下に指導を受けることを目的として、上野本館、筑波実験植物園及び附属自然教育園に入館等する場合は、入館料等を免除することができる。

- 一 学校教育法に定める特別支援学校及び特別支援学級
- 二 へき地教育振興法に定めるへき地学校
- 三 身体障害者福祉法に定める身体障害者厚生援護施設
- 四 知的障害者福祉法に定める知的障害者援護施設
- 五 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に定める精神障害者社会復帰施設
- 六 児童福祉法に定める児童福祉施設
- 七 老人福祉法に定める老人福祉施設

2 前項の免除を行うにあたっては、事前に免除に関する申請書を館長あてに提出させるものとする。

3 館長は、前項の申請書について入館料等を免除する場合は、承認書を交付するものとする。ただし、筑波実験植物園及び附属自然教育園における承認書の交付は、館長の委任を受けたものとして、それぞれ筑波実験植物園長及び附属自然教育園長が行うものとする。

4 承認を受けた者は、入館等するときに承認書を提示しなければならない。

5 第2項及び第3項に関する事務は、上野本館にあつては常設展示・博物館サービス課、筑波実験植物園にあつては研究推進・管理課、附属自然教育園にあつては附属自然教育園において処理するものとする。

(免除する日)

第5条 削除

(特別展等の入館料等の免除の取扱い)

第6条 独立行政法人国立科学博物館が独自に開催する特別展等における入館料等の免除の取扱いに関しては、第2条から第4条までの規定を準用するものとする。

附 則

この要項は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

1 この要項は、平成17年4月1日から施行する。

2 独立行政法人国立科学博物館における入館料及び入園料の免除に関する取扱要項第2条第3号の規定に基づく入館料及び入園料の免除について（平成14年2月25日付館長決裁）は、廃止する。

附 則

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成24年4月21日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成25年10月18日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年12月1日から施行する。